みなかみ町営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　みなかみ町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者
群馬県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う町営住宅等　みなかみ町営住宅管理条例（平成十七年みなかみ町条例第百九十二号）別表に掲げる町営住宅

三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間
令和八年四月一日から
令和十一年三月三十一日まで

令和八年三月二十三日
群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号
群馬県住宅供給公社
理事長　眞庭　宣幸

館林市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　館林市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
群馬県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等
館林市市営住宅設置条例（昭和三十九年館林市条例第四十五号）別表に掲げる市営住宅

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
令和八年四月一日から
令和十三年三月三十一日まで

令和八年三月二十三日
群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号
群馬県住宅供給公社
理事長　眞庭　宣幸

高崎市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　高崎市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
群馬県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等
高崎市市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成九年高崎市条例第六十二号）別表第一に掲げる市営住宅

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
令和八年四月一日から
令和十三年三月三十一日まで

令和八年三月二十三日
群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号
群馬県住宅供給公社
理事長　眞庭　宣幸

前橋市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　前橋市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
群馬県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等
前橋市市営住宅設置条例（昭和三十九年前橋市条例第六十一号）別表第一に掲げる市営住宅

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
令和八年四月一日から
令和十一年三月三十一日まで

令和八年三月二十三日
群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号
群馬県住宅供給公社
理事長　眞庭　宣幸

杵築市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　杵築市に代わって杵築市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行う者の名称
大分県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う公営住宅等の名称
杵築市営住宅条例（平成十七年杵築市条例第百七十号）別表に規定する公営住宅等

三　一で定める者が行う公営住宅等の管理の内容
イ　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関する規定並びに第三十二条の規定を除く。）に基づく公営住宅等の維持修繕に関する業務
ロ　公営住宅等の維持修繕に関する業務その他イに付随する業務

四　一で定める者が公営住宅等の管理を行う期間
令和八年四月一日から
令和十三年三月三十一日まで

令和八年三月二十三日
大分市城崎町一丁目二番三号
大分県住宅供給公社
理事長　渡辺　文雄

豊後高田市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　豊後高田市に代わって豊後高田市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行う者の名称
大分県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う公営住宅等の名称
豊後高田市営住宅条例（平成十七年豊後高田市条例第百二十九号）第二条第二号に規定する公営住宅等

三　一で定める者が行う公営住宅等の管理の内容
イ　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関する規定並びに第三十二条の規定を除く。）に基づく公営住宅等の管理
ロ　公営住宅等の維持修繕に関する業務その他イに付随する業務

四　一で定める者が公営住宅等の管理を行う期間
令和八年四月一日から
令和十三年三月三十一日まで

令和八年三月二十三日
大分市城崎町一丁目二番三号
大分県住宅供給公社
理事長　渡辺　文雄

別府市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　別府市に代わって別府市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行う者の名称
大分県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う公営住宅等の名称
別府市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成九年別府市条例第二十七号）別表に規定する公営住宅等（朝見住宅、丸尾市民住宅及び浜町住宅を除く。）

三　一で定める者が行う公営住宅等の管理の内容
イ　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関する規定並びに第三十二条の規定を除く。）に基づく公営住宅等の維持修繕に関する業務その他イに付随する業務
ロ　公営住宅等の維持修繕に関する業務

四　一で定める者が公営住宅等の管理を行う期間
令和八年四月一日から
令和十三年三月三十一日まで

令和八年三月二十三日
大分市城崎町一丁目二番三号
大分県住宅供給公社
理事長　渡辺　文雄

配当公告

三重県伊勢市小木町六一番地
破産者　株式会社Ａ－ＯＮＥ

右の者に対する津地方裁判所伊勢支部令和六年（フ）第二十八号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二、八七一、七一九、一六〇円

（査定手続中の債権額
金二一四、一九〇、一八五円）

一、配当することのできる金額
金三五、八二八、六七一円

令和八年三月二十三日
三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階
破産管財人　北薗　太